

2024年11月25日

お客様各位

埼玉県で発生しました鳥インフルエンザについて

株式会社愛鶏園  
代表取締役 齋藤 拓

いつも愛鶏園をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

11月25日に埼玉県行田市で鳥インフルエンザが発生したという報道が流れました。

弊社の埼玉地域で展開している農場は、発生農場から10キロ以上離れており、移動制限、搬出制限区域外に立地しております。

よって、家畜伝染病予防法に定められている対応は不要となっております。

日本では、鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜伝染病予防法により、同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本ウイルスに感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

«消費者庁HP リンク»

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_012/)

«食品安全委員会 リンク»

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)

当社においても法令遵守の上、安心安全な卵をお客様へご提供いたします。

(農林水産省HP抜粋)

搬出制限区域とは・・・

生きた家きん、家きん卵等の区域外への移動（ただし、制限区域内での出荷は可能。また、生きた家きん、家きん卵について、必要な措置を講じた上で、移動制限区域又は制限区域外のセンターに出荷可能となるなど、移動が認められる場合がある。

当社では鳥インフルエンザ予防の為、引き続き、下記の取り組みを強化し、実施しております。

1. 入場、退場時の車両消毒を徹底しています。
2. 鶏舎入場、退場時の長靴の消毒、手指の消毒を徹底しています。
3. 同時に複数の農場への入場はできないオペレーションにします。
4. 鶏舎内で使用する工具なども消毒して使用します。
5. 石灰散布にて農場敷地の消毒を行っています。
6. 鶏舎への野生動物の侵入を徹底的に防止しています。

上記を徹底する事で、飼養している鶏たちを守り、お客様に安心・安全なたまごをご提供するために、スタッフ一同、今まで以上に飼養管理を徹底してまいります。

引き続き、愛鶏園をご愛顧いただけますよう、お願い申し上げます。